

枚方市教育委員会 パートタイム会計年度任用職員採用試験 募集要項

(令和8年(2026年)9月1日付採用)

令和8年(2026年)6月
枚方市教育委員会

1. 職種、採用予定人数

- (1) 国籍、年齢は問いません。
- (2) 地方公務員法第16条(4ページ参照)に該当する人は受験することができません。
- (3) 各職種の資格要件・勤務条件・職務内容等については、**【要項 別表】枚方市教育委員会 パートタイム会計年度任用職員採用試験 職種案内**を参照してください。

職種番号	職種名 (申込書に記載が必要な受験職種名)	採用予定人数	所管課・問い合わせ先
1	学校看護師	1人程度	学校教育部 支援教育課 TEL 050 (7105) 8048 FAX 072 (851) 9335
2	放課後児童支援員 (週25時間)	24人程度	学校教育部 放課後子ども課 TEL 050 (7105) 8201 FAX 072 (867) 8131
3	放課後児童准支援員 (週25時間)	7人程度	
4	枚方市小中一貫英語教育専門員	1人程度	学校教育部 教育指導課 TEL 050 (7105) 8060 FAX 072 (851) 9335
5	枚方市英語教育指導助手 JTE-L (週5日程度)	3人程度	
6	枚方市英語教育指導助手 JTE-S (週2~3日程度)	1人程度	

- ※ 枚方市教育委員会において募集している令和8年(2026年)9月1日付採用のいずれか1つの職種のみ申込可。ただし、枚方市英語教育指導助手 JTE-L と枚方市英語教育指導助手 JTE-S は併願可。
- ※ 身分はパートタイム会計年度任用職員(一般職の非常勤職員)となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ※ 原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等のサービス規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。なお、他で勤務している場合、今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間または週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。
- ※ 任用後1か月(勤務日数が15日に満たない場合は15日経過するまで)の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式のものとなります。

2. 申し込みについて

(1) 受付期間 **令和8年(2026年)7月1日(水)午前9時00分から7月9日(木)午後11時59分まで**

(2) 申込方法 **インターネットによる申し込み**

※ インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、7月3日(金)までに教育政策課にお問い合わせください。

<p>事前準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン又はスマートフォン、タブレット ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。一部の機能はPDFを閲覧できる環境が必要です。 ・メールアドレス ※「city.hirakata.osaka.jp」「bsmrt.biz」「cbt-s.com」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。(スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください。) ・顔写真のデータ ※申込前半年以内に背景を無地で撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。 ※登録可能なファイル形式は画像(JPEG)のみ、データサイズは最大3MBです。 ※スマートフォン等で写真を撮影する場合は、縦向きで撮影してください。 ・【職種番号1～6の第1次試験受験者のみ】第1次試験(書類選考)の記述設問(別紙参照)に対する答案 ・【職種番号5・6のみ】受験資格を証明する書類のデータ 【要項 別表】に記載の資格要件のうち、①の英語検定準1級、TOEFL550点以上、TOEIC730点以上または教員免許(中学校英語科または高等学校英語科)を有する人については、該当の証明書をアップロードする必要があります。データサイズは最大3MBです。 ※証明書に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合は、採用時まで確認書類の提出を求めます。
<p>申込手順</p>	<p>① ホームページから申込専用サイトへ接続しメールアドレス等を事前登録 (下記QRコードまたはhttps://www.city.hirakata.osaka.jp/0000053896.html)</p>  <p>②事前登録完了のメールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報(エントリーシート)を入力し、登録</p> <p>③登録完了メールを受信し受験申込完了</p> <p>※③の登録後に24時間を経過しても完了メールが届かない場合は、教育政策課にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みにかかる恐れがありますので、<u>余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。</u> ・受付期間中は、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。 ・記入不備等により、受付期間中に応募することができなくなったとしても一切責任を負いませんので、申込は慎重に行ってください。 ・申し込み等で得た情報は、本採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき適正に管理します。

3. 申込にあたっての注意事項

エントリーシートの登録に際しては、本要項の冒頭に記載している職種名と職種番号、及び【要項 別表】枚方市教育委員会 パートタイム会計年度任用職員採用試験 職種案内 に記載している職種ごとの資格要件を必ず参照し、希望職種と相違ないか、資格要件を満たしているかを確認してください。

4. 試験日時、会場及び内容等

(1) 第1次試験

- 試験内容等 書類選考 ※申し込み時の記述設問（1問）での選考となるため、参集不要です。

(2) 第2次試験

- 日時 試験日は下記の表を参照
- 場所 輝きプラザきらら（8. 試験会場 参照）
※集合時間、会場等の詳細は、第2次試験受験対象者に対し専用サイト内マイページで通知します。
- 試験内容等

職種番号	職種	試験日	試験内容	持参するもの
1	学校看護師	7月29日（水）	個別面接 ※第1次試験の成績は反映しません。	受験票
2	放課後児童支援員（週25時間）	7月30日（木）		
3	放課後児童准支援員（週25時間）	7月30日（木）		
4	枚方市小中一貫英語教育専門員	7月29日（水）		
5	枚方市英語教育指導助手 JTE-L（週5日程度）	7月29日（水）	個別面接（模擬授業含む） ※第1次試験の成績は反映しません。	受験票、模擬授業に使用する教材
6	枚方市英語教育指導助手 JTE-S（週2～3日程度）			

【受験上の注意】

- 試験会場には、公共交通機関をご利用ください。
- 試験会場内では係員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退場を命じることがあります。
- 地震等により試験の実施が危惧される場合は、教育政策課にお問い合わせください。

5. 結果発表

(1) 第1次試験

令和8年(2026年)7月16日（木）午後1時から輝きプラザきらら玄関横掲示場において、合格者の受験番号を公表します。また、合格者にはマイページにて通知します。

(2) 第2次試験

8月上旬までに、受験者全員に郵便により合否を通知します。

合格基準に満たない場合は不合格となるため、合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。

なお、合格者以外で一定基準を満たす人については、補欠者として登録し、合格者が辞退した場合や年度途中で欠員が生じた場合に、補欠順位の順で採用する場合があります。※補欠の登録期間は令和9年(2026年)3月31日までとするため、登録された人が全て採用されるとは限りません。

6. 採用

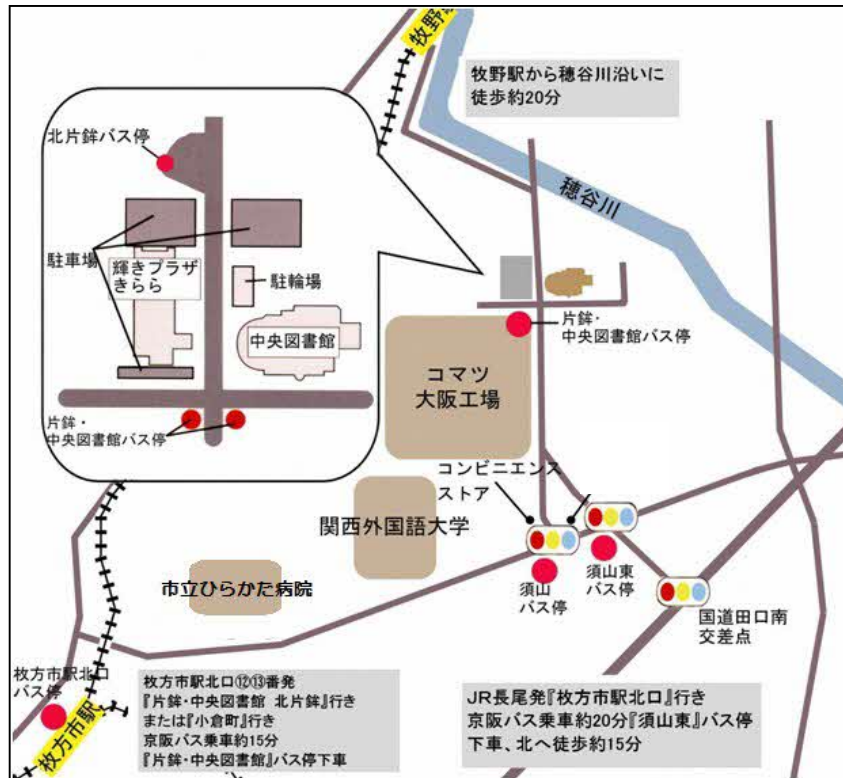
採用は、令和8年(2026年)9月1日の予定です。採用前に資格要件にかかる証明書及び健康状態申告書等の提出を求めます。ただし、受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消します。

7. 成績開示

不合格者に対しては、結果発表に合わせて成績（順位・得点・合格最低点＜合格者が1名の場合は、順位・得点＞）を送付します。合格者には開示しません。

8. 試験会場

会場：輝きプラザきらら（所在地：枚方市車塚1-1-1 以下の地図参照）



※自動車での来場はご遠慮ください

【試験に関する問い合わせ先】

枚方市教育委員会 総合教育部 教育政策課
TEL 050-7105-8016 FAX 072-851-1711

【参考】地方公務員法抜粋

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者